

法人格のない団体の口座開設をされるお客さまへ

昨今、振り込め詐欺、盗難カードなどによる貯金の不正な払戻し、マネー・ローンダリングなどの金融犯罪が社会問題となっており、JAには「犯罪等による収益の移転防止に関する法律」等の法令により貯金口座を厳格に管理することが求められております。

また、農水産業協同組合貯金保険法による保険事故が発生した場合に貯金者の皆様が貯金の払戻しを円滑に受けられるよう、JAは保護される貯金額を迅速に確定する必要があります。このため、JAに対して口座名義や代表者などのデータを平時から整備することを義務付けています。

このような背景から、JAバンクでは法人格のない団体の口座開設をされるお客様に以下の確認等をさせていただきます。お客さまにはご不便・お手数をおかけしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. ご持参いただく書類

- ・ 団体の規約または会則
- ・ 団体の総会議事録、資料等
- ・ 来店者の公的な本人確認書類
- ・ 代表者の公的な本人確認書類（来店者が代表者以外の場合）
- ・ 設立年月日がわかる書類（団体の規約等に記載がない場合）
- ・ 許認可証等（行政機関の許認可、届出、登録等が必要な活動の場合）

※いずれの書類も、原本をご用意ください。各書類は写しを取らせていただきますのでご了承ください。

- ・ お取引に使用する団体の印鑑（シャチハタ不可）

2. 活動内容、お取引の目的等についての確認

団体の具体的な活動内容やお取引の目的等につきましては、窓口等で担当者が確認させていただきます。

3. ご留意事項

- ・ 口座名義

規約または会則に記載の名義とさせていただきます。

- ・ 口座の代表者

規約または会則、総会議事録等に記載の団体の代表者の方を貯金口座の代表者とさせていただきます。

※ご不明な点がございましたら、JA各支店窓口へお尋ねください。